

たばこ総合対策評価事業～効果のみえる事業展開を目指して～

北多摩西部保健医療圏

実施年度 開始 平成 23 年度 終了 平成 24 年度

背景

当圏域のたばこ対策については、旧村山大和保健所が平成 14 年度から取組を開始した。その後、多摩立川保健所として、防煙・分煙・禁煙の総合的な対策を継続的に進め、平成 23 年度で 10 年目を迎えた。これまでの取組については、年度ごと又は課題別地域保健医療推進プランごとに事業評価を行い効果の検証を行なってきたところであるが、圏域のたばこに関する状況については、数値による客観的なデータを集積していないという課題があった。

また、これまでの取組内容は保健所が主体となったものが中心であり、今後は市やその他の団体等を巻き込んだ地域全体でたばこ対策に取組む必要がある。これらのことから、課題別地域保健医療推進プランとして取り組み始めた。

- 目標**
- 1 圏域内のたばこに関する実態の把握
 - 2 禁煙・防煙における普及啓発

事業内容

1 圏域内のたばこに関する実態把握

(1) 未成年、教員、医療系学生、成人への調査の実施 (23 年度)
 (2) 飲食店等に対する「たばこ対策実態調査」の実施 (23、24 年度)
 (3) 禁煙支援医療機関の状況調査の実施
 (4) (1)～(3)の集計及び分析 } (24 年度)

2 禁煙・防煙における普及啓発

(1) 普及啓発のためのオリジナルキャラクター、グッズ作成及び活用
 (2) 禁煙週間及び健康増進普及月間等における普及啓発活動
 (3) 飲食店等に対する禁煙・分煙の普及啓発と受動喫煙対策推進ステッカーの配布 } (23、24 年度)
 (4) 調査結果報告書の作成及び報告会の開催 (24 年度)
 (5) 調査を実施した集団に対する防煙教育の実施 (23 年度)

評価

1 実態把握調査と圏域の特定健康診査受診者結果を分析し、圏域の女性の喫煙対策、子供への防煙対策の強化の必要性が明らかとなった。平成 14 年度以降 10 年間にわたり取り組んできたたばこ対策と調査結果を報告書としてまとめた。圏域の実態が把握できたこと、また、今後取り組むべき課題が確認できたことは大きな収穫であり、今後の圏域の健康課題に取り組む上で、貴重な資料となる。今後は、圏域の母子保健関係者等に、報告書を基に情報提供し、母子保健で取り組むたばこ対策の必要性について伝えていく予定である。

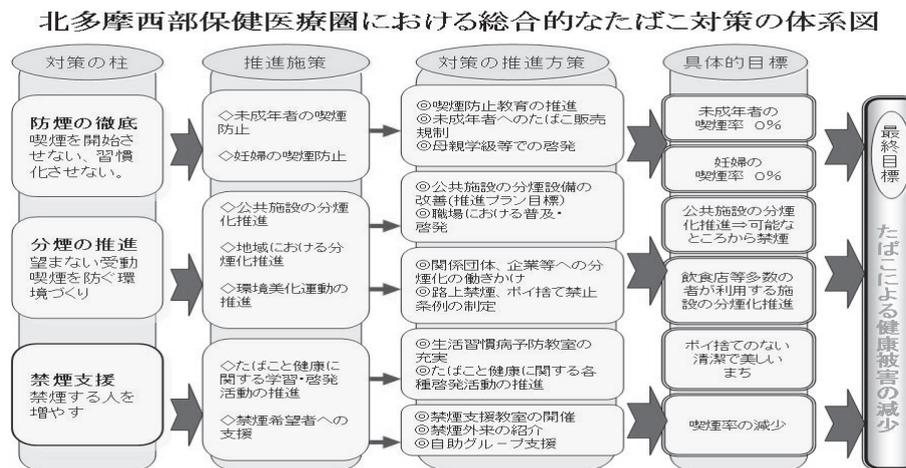
2 普及啓発のためのオリジナルキャラクター「禁煙きんちゃん」を作成し、グッズ等に取り入れ、それらを活用し禁煙週間の街頭キャンペーンをはじめ、所内展示、「健康だより」、保健所ホームページ等で普及啓発活動を行った。街頭キャンペーンでは「もっと禁煙を推進してほしい。」などの声が聞かれた。今後は、キャラクターを活用し、保健所の既存事業にたばこ対策の観点を取り入れ、それぞれの事業とタイアップして禁煙・防煙の普及啓発に取り組む予定である。

問い合わせ先

多摩立川保健所 企画調整課 企画調整係
 電話 042-524-5171
 ファクシミリ 042-528-2777
 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

1 たばこ対策の事業体系と今回の課題別保健医療推進プランの位置づけ

当圏域では、平成14年度から10年以上にわたりたばこ対策に取り組み、平成17年度からは「地域保健医療推進プラン」にたばこ対策を位置づけ、総合的なたばこ対策を推進するため、「防煙の徹底」「分煙の推進」「禁煙支援」の3本柱を掲げ、課題別保健医療推進プラン等で取り組んできた。平成23～24年度は、科学的根拠に基づいた客観的なデータに基づき、今後の対策をより効果的に推進していくための基礎資料とするため、圏域のたばこに関する実態把握を行い、更なる禁煙・防煙における普及啓発を行うための取組を行った。



2 事業実施体制

保健所の各係がたばこ対策を推進すること、そして保健所として総合力を発揮できることを目的として、所内横断的なたばこ対策プロジェクトチームを設置し、企画調整課地域保健推進担当課長、生活環境安全課長はじめ、各係のメンバー総勢14名で取り組んだ。

3 事業内容

(1) 圏域内のたばこに関する実態把握

① 未成年、教員、医療系学生、成人への調査実施及び分析

【目的】

地域のたばこに関する詳細な実態を把握し、科学的根拠に基づいた客観的なデータに基づき、今後の対策をより効果的に推進していくための基礎資料とする。

【調査期間】

平成23年10月～23年12月末

【調査対象】

(1) 未成年調査

圏域6市のうち、教育委員会を通じて調査協力の得られた3市の小学校各3校・計9校（6年生、計9学級）の児童303人及び中学校各3校・計9校（3年生、計9学級）の生徒337人、計640人

(2) 教員調査

上記(1)未成年調査に協力が得られた小学校9校、中学校9校の教員416人

(3) 医療系（看護）学生調査

圏域内にある看護学校3校の1学年から3学年までの全学生505人

(4)成人調査

平成22年度中に圏域6市が実施した特定健康診査の受診者51,100人

【調査方法】

上記(1)、(2)、(3)については、無記名自記式調査法によるアンケート調査を行い、(4)については、圏域6市から、特定健康診査等データ管理システムからダウンロードした特定健康診査結果データ(平成22年度分。匿名処理済み)の提供を受けた。

【調査票回収率】

上記(1)については、小学6年生303人(回収率100%)、中学3年生317人(回収率94.1%)、上記(2)については、教職員382人(回収率91.8%)、上記(3)については、看護学生416人(回収率81.2%)からの回答が得られた。

【調査結果】

〈未成年調査〉

- 喫煙経験のある児童・生徒は約2%。他の先行調査(平成19年度 東京都教育委員会等)と比較するとやや低率であった。喫煙経験者の中には、喫煙初体験は6歳以前という回答も見られた。
- 女性の保護者が喫煙する家庭では、児童・生徒の受動喫煙の頻度が高い傾向があった。
- 喫煙経験のある児童・生徒では、その保護者の喫煙率が高く、また喫煙する友人がいることが多い傾向があった。

〈教員調査〉

- 教員の喫煙率は10.7%で全国の成人の喫煙率よりも低い*。
- 喫煙する教員の約6割が学校敷地内で喫煙している状況であった。
- 「教員の喫煙は児童・生徒の喫煙に影響を及ぼさない」と考える教員は、約4割みられた。

〈医療系(看護)学生調査〉

- 女子看護学生の喫煙率は、16.7%であり、全国の20歳代女性の喫煙率よりも高い*。
- 看護学生の喫煙経験者の66.6%が未成年で喫煙を経験している。
- 小学校高学年から高校で喫煙を経験した者は、喫煙が習慣化している傾向がみられた。

〈成人調査(特定健康診査受診者の結果)〉

- 平成22年「国民健康・栄養調査」と比較すると、圏域の男性の喫煙率は70歳代を除き各年代において低いが、圏域の女性はすべての年代において高い。

*平成22年「国民健康・栄養調査」結果との比較

② 飲食店等に対する「たばこ対策実態調査」の実施及び集計

【目的】

圏域の多数の者が利用する公共的な空間での禁煙・分煙状況の実態を把握し、受動喫煙防止対策の基礎資料とする。

【集計期間】

平成23年4月から24年3月まで

【調査対象及び調査方法】

食品営業許可更新時講習会に参加した事業所(飲食店、食品製造業、食品販売業等)382か所の管理者に対し、アンケートを実施した。

【調査票回収率】

講習会参加事業所 382 か所のうち、調査票回収数は 297 か所（回収率 77.7%）であった。

【調査結果】

- 回答した事業所の内訳は、飲食店 222 か所（74.8%）、食品製造業 17 か所（5.7%）、食品販売業 54 か所（18.2%）無記入 4 か所（1.3%）であった。
- 施設内の禁煙・分煙を実施していると回答した事業所は 147 か所であり、講習会参加事業所の 49.5%が禁煙・分煙の対策を行っている。
- 禁煙・分煙対策を実施している事業所は、飲食店では 47.7%、食品製造業では 64.7%、食品販売業では 51.9%であり、飲食店の禁煙・分煙対策の実施は食品製造業・食品販売業と比較しやや低い状況であった。
- 当所が作成した受動喫煙対策推進ステッカーについては、回答した事業所の 78.6%が「知らない」と回答し、十分に周知されていない状況が明らかとなった。

③ 禁煙支援医療機関の状況調査の実施

【目的】

圏域の医療機関等における禁煙外来等の実施状況等から、地域における禁煙支援体制を把握し、禁煙支援対策の資料とする。

【調査期間】

平成 25 年 1 月 8 日から 25 年 1 月 25 日まで

【調査対象及び調査方法】

圏域 6 市に所在する病院（24 か所）、診療所（435 か所）、歯科診療所（384 か所）、薬局（280 か所）の計 1,123 か所に対し、自記式郵送質問紙調査を実施した。

【調査票回収率】

回収数は 821 か所（病院：24 か所、診療所：321 か所、歯科診療所：248 か所、薬局：228 か所）であり、回収率は 73.1%（病院：100%、診療所：74%、歯科診療所：65%、薬局：81%）であった。

【調査結果】

- 回答した病院・診療所のうち禁煙外来開設医療機関は 57 か所で、回答した病院・診療所の 16.5%であった。平成 21 年度の前回調査比べ病院での増加はないが、診療所では 12 か所増加している。
- ニコチン依存症管理料算定医療機関*は 47 か所であり、平成 21 年度の前回調査に比べ病院では 2 か所、診療所では 20 か所増加している。
- 回答した歯科診療所のうち禁煙相談を実施している歯科診療所は 32 か所であり、平成 21 年度の前回調査に比べ 3 か所減少している。
- 回答した薬局のうち禁煙相談に対応できる体制がある薬局は 91 か所であり、平成 21 年度の前回調査に比べ 13 か所増加している。

* ニコチン依存症管理料算定医療機関：ニコチン依存症患者に対する禁煙治療に健康保険が使える医療機関

(2) 禁煙・防煙における普及啓発の推進

① 普及啓発オリジナルキャラクター、グッズの作成及び活用

普及啓発活動に活用することを目的に、職員からキャラクターのデザインを募集し、所内展示の上、

職員や保健所の来所者に投票をしてもらい、オリジナルキャラクター「禁煙きんちゃん」を作成した。「禁煙きんちゃん」を取り入れたクリアファイル、ポストカードなどを作成し、禁煙・防煙について広く関係機関、住民等に普及啓発を行う際に活用した。



〈クリアファイル〉



〈ポストカード〉



多摩立川保健所
たばこ対策オリジナルキャラクター
“禁煙きんちゃん”

② 禁煙週間及び健康増進普及月間等における普及啓発活動

世界禁煙デーに「今こそ 禁煙！」ののぼり旗を掲げ、JR立川駅北口デッキ上でたばこ対策街頭キャンペーンを実施し、禁煙推進のための普及啓発活動を行った。

また、禁煙週間からおおむね1か月間及び健康増進普及月間等において、保健所内展示ギャラリーを活用し、普及啓発活動を行った。



—街頭キャンペーン—
〈ジャンパー、のぼり旗〉

③ 「北多摩西部保健医療圏のたばこに関する実態調査」報告会の開催、報告書の作成

平成23年度及び24年度に実施した「圏域のたばこに関する実態調査」の結果について、これまで当保健所が行ってきた10年間のたばこ対策の取組も踏まえ、報告会を開催した。

- 【テーマ】「今、みんなで考えよう！たばこの影響」
- 【日時】平成25年2月14日（木曜日）
- 【場所】多摩立川保健所 講堂
- 【参加者】医療機関・学校関係者、市事業主管課、保健所職員など62人
- 【内容】基調講演 「社会全体で禁煙に取り組む必要性について」
講師 十文字学園女子大学教授 齋藤麗子氏
事業報告 「圏域のたばこに関する実態調査報告
～たばこ対策10年のあゆみを踏まえて～」
報告者 多摩立川保健所地域保健推進担当課長



〈報告書〉

4 評価及び今後の予定

圏域の教育委員会や小・中学校の協力を得て、全国的にもあまり行われていない小・中学校の児童・生徒のたばこに関する実態調査を行ったことは評価すべきと考える。これまでの先行研究等で報告されている状況が、今回の調査でも見受けられるなど、圏域の実態が把握できたこと、また、今後取り組むべき課題が確認できたことは大きな収穫であり、今後の圏域の健康課題に取り組む上で、貴重な資料となる。

今後は、作成した報告書を基に、圏域の母子保健関係者等に圏域の実態について情報提供し、母子保健で取り組むたばこ対策の必要性について伝えていく予定である。キャラクターを活用し、保健所の既存事業にたばこ対策の観点を取り入れ、それぞれの事業とタイアップして禁煙・防煙の普及啓発に取り組んでいく。

発達障害児支援のための市別地域ネットワーク構築事業	
北多摩西部保健医療圏	
実施年度	開始 平成22年度 終了 平成24年度
背景	<p>発達障害は、児童虐待や思春期や青年期におけるひきこもりなどの問題に重なって存在していることも多く、幼少期からの途切れない支援が有効なことが明らかになっている。このため、保健・福祉・教育・医療等の各分野での適切な対応と連携が不可欠である。しかし、発達障害児の増加とその対応の困難さ、支援が各分野で分断される傾向が課題となっている。</p> <p>そこで、本事業では、発達障害児に対する途切れない支援体制を創ることを目的に、保健・福祉・教育・医療等の機関が有機的な連携を促進するための要因を明らかにし、発達障害児支援のための市別地域ネットワークの構築を支援することとした。</p>
目標	<p><全体目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発達障害児支援に係る既存ネットワークの実態と支援状況を把握し、各市ネットワークを有効に機能させるための方策を探る。 2 発達障害児支援に係る地域関係者の相談・支援技術の向上を図る。 <p><平成22・23・24年度目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度：実態把握及び課題整理。 なお平成23年度以降A市B市をモデル市とし活動を実施した。 2 平成23年度：モデル市におけるネットワーク再構築の試み 3 平成24年度：市別ネットワークの構築と評価 <p>(1) 各市の実態を踏まえ、市別のモデルネットワークの再構築とそれを有効に機能させるための仕組みづくりを進める。</p> <p>(2) 3年間の取り組みを通じて、発達障害児支援に係る地域資源の変化や効果等について評価する。</p>
事業内容	<p><平成22年度実施状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査・研究：①管内6市の母子保健部署に聴き取り調査 ②教育・保育機関にアンケート調査（郵送） 2 研修会：シンポジウム「就学前後の支援を考える『保育園と小学校の連携事例』から」 3 事例検討会：モデル市にて開催 <p><平成23年度実施状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査・研究：アンケート調査のまとめ、関係機関連携意識の聞き取り、連携促進・阻害要因の仮説を抽出 2 研修会：シンポジウム「途切れない支援のための連携について」 3 事例検討会：事例検討会（各市） 4 市別ネットワークづくり支援：A市新規事業立ち上げに伴う支援 5 連携会議：圏域会議（地域課題の共有および検討）、A市連携会議（情報交換と課題共有、具体的なネットワークや取組検討） <p><平成24年度実施状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査・研究：モデル市にインタビュー調査、連携促進要因について検討 2 研修会：シンポジウム「途切れない支援につながるネットワークの実際」、A市管理職者向け研修会 3 事例検討会：モデル市で開催 4 市別ネットワークづくり支援：A市における新規事業立ち上げの支援 5 連携会議：圏域会議（アンケート調査報告、各市の取組報告）
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ A市では、発達障害児療育事業新設に当事業を活用し、保健・福祉・教育・医療のネットワーク構築が進んだ。また、今後はA市独自で連携を意識した事例検討会等を継続実施する動きも見られている。 ・ 調査・研究により得られた結果やモデル市での取組について、研修会や圏域の連携会議を通して、フィードバックすることができ、各市の発達障害児支援のための取組の意識が高まった。 ・ 保健所は、各市の保健、福祉、教育部署に働きかけ、各分野と医療との連携を視野に入れ取組を展開した。市の通常業務の中では連携することの難しい他部署間のつなぎ役を担い、ネットワーク構築が促進された。 ・ 今後は、地区活動を通じ、各市のネットワークの再構築支援を継続する。
問い合わせ先	<p>多摩立川保健所 保健対策課 地域保健係</p> <p>電話 042-524-5171</p> <p>ファクシミリ 042-528-2777</p> <p>E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp</p>

3 結果と評価

(1) 発達障害児に関する現状と課題

平成22年度に実施したアンケートにより発達障害児に関する現状と課題が明らかになった。

ア 発達障害児支援にかかわる関係者が感じていること

支援にあたっている関係者は、「発達障害児が増えている」と実感しており、保護者対応に苦慮する困難ケースへの対応に「負担感」を持っている。また、発達障害児支援に関しては、保護者、関係者、専門職等との「連携」の必要性を感じている。

イ 発達障害児支援の具体的内容

現場では、工夫した取組が行われており、「組織的対応」により支援が展開されている。例えば、管理職と実務者のチーム制による支援、アドバイザーの活用、事例検討など、施設内部での努力のほかに外部機関の研修の受講、事例検討会への参加などの取組が行われている。

ウ 発達障害児支援に関する課題

現場での努力や工夫をもって、現実には増加する発達障害児に対応しきれない状況がある。多くが対象児のみならず、家族も多くの問題を抱えており「家族全体」への支援が必要なケースであることがわかった。困難ケースへの対応は、前述のとおり「連携」が不可欠であるが、必要性を感じながらも日常業務に追われる現状がうかがえた。

現場で課題となっている「連携」を拡充していくには、関係職員の「期待感」と「負担感」というアンビバレントな感情を踏まえる必要がある。さらに連携に取り組んでいくためには、「マネジメント機関」が必要であるとの声も上がっている。

(2) 課題解決のための仮説

保健所は、以下の3点に注目し、関係機関が有機的に連携を図り地域ネットワークが有効に機能する方策を導き出すための仮説を立てた。

ア スキルアップ方法の見直し

(ア) 地域で行われている事例検討は、施設内や同職種などで行われることが多く、障害に関する医療的な診立てや日常的な対応方法の検討などが主なものであった。また、思春期精神保健相談ガイドブックなどの情報はあがるが連携先がわからないという現場の声から、地域の実情に合わせて関係者が具体的な連携方法の理解を深める必要がある。

(イ) 「連携」に主眼を置き、具体的なイメージや方法を学ぶ「場の形成」が必要である。

イ 多問題ケースへの対応方法

(ア) 家族支援の視点で、相談先や支援機関などを把握しておくことは、多くの問題を抱える家族に対応する場合の大きな後ろ盾となる。

(イ) 地域の関係機関が顔の見える関係をつくっておくことは、連携先の専門性や特徴を十分に理解することにつながり、ケース対応時の大きな力となる。

ウ 効率的な連携促進を実感

(ア) 限られた時間や条件の中で「連携」を形成するために、実施方法を工夫することで効率的な連携が図られることや、連携の効果を関係者が具体的に体感することが重要である。

(イ) 事業を通して「連携の促進要因」と考えられるキーワードを抽出し、関係者間で共有することにより、関係者が連携を図る上で同じ基盤に立つための第一歩となる。

(3) 取組の実際

モデル地域において、組織を越えた「連携の場」を設置し、ネットワーク支援のための研修会、事例検討会、連携会議を開催した。その活動から連携促進要因を見出すための調査研究を行った。

この結果に基づき、取り組み内容をまとめ、評価した。

ア 家族全体への支援の視点づくり

現場において関係機関が連携した支援を行う事例は多問題ケースが多い。対象児を含めた家族全体への支援の重要性が共有された。この視点の共有は、現場における連携促進に活かされると評価があった。

(ア) 具体的取組：事例検討会、シンポジウム

(イ) 工夫

- ・市内の発達障害児支援に関連する、保健、福祉、教育等の多職種を参加者とする。
- ・多角的な視点を取り入れる（年齢の異なる複数ケースの検討、多機関の取組）。

- ・アドバイザーの助言により視野を広げる。

(ウ) 効果

- ・他機関の専門性や動きを知ることができ、顔の見える関係づくりに役立った。
- ・具体的な資源活用の理解が深まった。
- ・ライフステージ毎の課題を知り、点ではなく線を意識した支援への気づきがあった。
- ・管理職の協力で学ぶ機会が保障され、参加者が増加した。

イ 効率、効果をねらった取組

個別ケースへの支援で手一杯の現状の中では、連携促進に向けての理解を深める取組が必要と考え、実務者と管理職が同席する会議、事例検討会などを企画した。また、既存事業の活用や事業の整理など、効率性を考えた取組を行い、効果を上げることができた。

さらに、調査研究から円滑な連携のためのキーワードを抽出し、連携促進の一助とすることをねらった。

(ア) 具体的取組：事例検討会、連携会議、研修会、調査研究

(イ) 工夫

- ・活用できる既存事業を見つけ、新たな取組に組み替える。
- ・市内の発達障害児支援に関連する、保健、福祉、教育等の実務者と管理職で構成する。
- ・各機関の取組や課題等の情報を共有し、イノベーションの視点で事業展開を考える。
- ・実際の連携場面から、連携促進のヒントを得る。

(ウ) 効果

- ・広い視野で事業のスクラップ&ビルドを考える機会となった。
- ・「今できること」を、既存の事業の見直しや位置づけの変更で取り入れることができた。
- ・連携促進要因を探る中で、円滑な連携のために必要な要素が整理できた。

ウ マネジメント機能を担う機関の役割とその機能

連携の促進には、「マネジメント機関」を明らかにしておくことが重要である。マネジメント機関が中心となることにより、戦略的な事業展開が行え、個々の円滑な支援につながる効果が増大された。また、その取組を通して、地域のネットワークが強化されていった。

(ア) 具体的取組：連携会議、マネジメント機関を中心としたネットワークづくり、調査研究

(イ) 工夫

- ・戦略的な取組を広い視野で組み立てる。
- ・各機関が自ら取り組むという積極性を持ち、発信する側に立つという意識を醸成する。
- ・顔の見える関係づくりを意識する。
- ・フレキシブルな姿勢での事業展開。

(ウ) 効果

- ・各機関の専門性を生かした展開ができた。
- ・マネジメント機関を中心とした取組と各機関の活動によりネットワークが強化された。

エ ネットワーク構築のヒント

(ア) これらの試みと調査研究の結果からネットワーク構築のヒントが得られた。

- ・日頃からの課題共有、組織の枠を超えた取組、実務者・管理職両面からの取組、生の声の吸上げ、広い視点と足元の確認、既存事業の活用、フレキシブルな姿勢（ねらいの明確化と運営方法の工夫）、専門性の有効活用、イノベーションの視点を持った展開、戦略的な取組で一定の効果を残す。

(4) まとめ

発達障害の問題は、生涯をとおして、様々な場面で生きづらさを生じるものであることが確認され、その支援には多くの分野にわたった連携が必要であることがわかった。

組織の枠を超えた連携の場は、広い視野で課題を捉えることや新たな視点での取組を検討する上で効果を発揮した。さらに、マネジメント機関が戦略的に事業展開することにより、人材育成のみならず事業評価に結び付いた。これらの積み重ねが、施策化へとつながったことから、タイミングを逃さない基盤づくりが重要であることがわかった。

今回の取組から得られた連携促進のヒントが、各地の発達障害児支援のための連携作りに活かされることを期待する。

多摩立川保健所課題別地域保健医療推進プラン
「発達障害児のための市別地域ネットワーク構築事業」
3年間の取り組みとネットワーク構築の試み(平成22年度～平成24年度)

発達障害児支援の現状

- 実感
発達障害児の増加、保護者対応への負担感、連携した支援の必要性
- 取組
組織的対応の広がり
(対応の工夫や研修、事例検討会の実施等)
- 課題
多機関連携促進への期待感と負担感、連携におけるマネジメント機能の必要性

課題解決のための仮説

- ①スキルアップ方法の見直し
「連携」をテーマとした学びの場作り
- ②多問題ケースへ
地域資源の具体的役割を知る機会作り、関係者同士の顔の見える関係作り
- ③効率的な連携促進方法の検討・普及、連携会促進要因の抽出、最小限の負担で連携促進する方法の検討

課題解決の試み

試み① 「家族全体への支援の視点づくり」

- 取組 : 事例検討会, シンポジウム
- 工夫 : ①多部署・多職種の参加者, 管理職も参加
②多角的な視点の取り入れ
(年齢の異なるケースや、多機関で支援しているケースを取り上げる)
③アドバイザーの助言により視野を広げる
- 効果 : 他機関の専門性や動きを知り、具体的な資源活用の理解が深まった、顔の見える関係づくりに役立った、取組に対する管理職の理解とバックアップを得て学ぶ機会が保障されたライフステージ毎の課題を知り、点ではなく線を意識した支援への気づきがあった

試み② 「効率・効果をねらった取組」

- 取組 : 事例検討会、連携会議、研修会、調査研究
- 工夫 : ①活用できる既存事業を見つけ、新たな取組に組み替える
②部を超えた関係機関、実務者・管理職での構成
③各機関の取組や課題を情報共有
④各自がイノベーションの視点で事業展開を考える
- 効果 : 「今できること」を既存の事業の見直しや位置づけの変更で取り入れることができた
広い視野で事業のスクラップ&ビルドを考える機会となった
連携促進を探る中で、円滑な連携のために必要な要素が整理できた

試み③ 「マネジメント機能を担う機関の役割とその機能」

- 取組 : マネジメント機関を中心としたネットワークづくり、連携会議、調査研究
- 工夫 : ①戦略的な取組を広い視野で組み立てる
②マネジメント機関を目的や位置づけによって複数つくる
③各機関が、自ら取り組む積極性と発信する側に立つ意識の醸成
④顔の見える関係づくり
⑤フレキシブルな姿勢
- 効果 : マネジメント機関があることで戦略的な取組ができ、個人も組織も変化があった
マネジメント機関と各課窓口の自発的な協同が、専門性の活用や人材育成やネットワーク強化につながった

ネットワーク構築のヒント

日頃からの課題共有、組織の枠を超えた取組、実務者・管理職両面からの取組、生の声の吸上げ、広い視点と足元の確認
 既存事業の活用、フレキシブルな姿勢(ねらいの明確化と運営方法の工夫)
 専門性の有効活用、イノベーションの視点を持った展開、戦略的な取組で一定の効果を残す